



第61回通常総代会開催



去る5月26日(木)、京北商工会館において、第61回京北商工会通常総代会を開催いたしました。総代総数54名のうち38名(委任状出席含む)の出席を得て、提出議案すべてが原案どおり可決承認されました。

議 事

- 第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算、貸借対照表、財産目録承認の件
- 第2号議案 商工会運営規約一部改正の件
- 第3号議案 令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件
- 第4号議案 令和4年度借入金最高限度額並びに取引金融機関決定の件

<令和4年度事業計画(抜粋)>

京北地域においては、超高齢化と人口減少による経営難・廃業といった問題が顕在化してきている一方で、都市部から1時間圏内の立地特性に着目した企業進出やアイターン創業、最近ではコロナ禍によるアウトドアなどの自然体験のニーズの高まりもみられます。

こういった動きも捉えつつ、WITH コロナ・POST コロナ時代の社会システムの変化に対処するため、本年度は次の事項に重点を置き、会員の自主的・主体的な取組の支援をしてまいります。

- ・会員事業所の自主的・主体的な取組への補助制度支援
- ・事業経営等に係るDX化の推進
- ・インボイス制度の令和5年10月導入に向けての円滑な支援

会員の皆様には引き続き、商工会の事業についてご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

矢谷会長が商工会役員功労者表彰 を受賞されました！

去る5月27日(金)、都ホテル京都八条で開催された京都府商工会連合会第59回通常総会後に商工会役職員表彰式が行われ、本会からは矢谷会長が「役員功労者表彰」を受けられました。

本表彰は商工会の発展に多年に亘り功績のあった役職員を表彰するものです。



新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいたします。～ (令和4年4月～6月ご入会)

地 区	事 業 所 名	氏 名 (敬称略)	業 種
周 山	(株) T アンド T パシフィックジャパン	構井 昭彦	卸売・飲食業
宇 津	EM カンパニー	清水 悦男	サービス業
山 国	(同) GENETO GROUP	辻井 啓司	製 造 業
山 国	鈴木商会	鈴木 晋	卸 売 業
弓 削	ビューティーポケットこひがし	小東 宏樹	サービス業
宇 津		池田 旭	サービス業
弓 削	妙見陶苑	今岡 修三	製 造 業
弓 削	大覚寺陶房	和泉 良法	製 造 業

動画入門セミナー開催のお知らせ

動画は写真や文章とは異なり、わかりづらい表現や臨場感を伝えやすくしてくれます。コロナ禍となって以降、ネットショップ需要が増加し、動画が消費者に与える影響はとて大きくなっています。

本セミナーではプレゼン・情報発信の第一人者である、東 大悟先生をお迎えし、動画「入門」としてビジネスにおける動画活用の重要性を学びます。

開催日時：8月4日(木) 18時～21時

開催場所：京北商工会館 2階研修室

※詳細は同封しているチラシをご覧ください。

主なセミナー内容

1. 伝え方の基本・プレゼンの基本
2. 動画の構成について(ネタ作り)
3. youtube のスゴいところ
4. youtube 活用方法

女性部だより

去る4月26日(火)、都ホテル京都八条にて令和4年度京都府商工会女性部主張発表大会が開催され、商工会中部ブロックを代表して当部から黒川修子さんが出場されました。

結果は1位となる最優秀賞！9月6(火)～7日(水)に奈良市にて開催される近畿大会へ京都府代表としての出場が決定しました。



青年部だより

去る6月24日(金)、はぴねす福知山にて令和4年度京都府商工会青年部主張発表大会ブロック別出場予選会が開催され、当部から部長の中道知圭さんが出場されました。

結果は優秀賞(2位)受賞！昨年度の大島さんに引き続き、2年連続で京都府大会(7月29日(金)開催)への出場が決定しました。



商工会の本年度観光振興の取組について

商工会では前年度京都市から受託した「グリーンツーリズム事業」に引き続き、本年度も「京都府旅行業協同組合」様と連携して、観光振興の取組を継続していきます。「BtoC 型 小さな京北観光プラン造成と仕組み構築」と題し、具体的には観光パッケージの作成やより戦略的な情報発信等を計画しています。皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

< 事業イメージ >

B t o C型小さな京北観光プラン造成と仕組み構築の実証事業		
① つくる	② 育てる	① 魅せる
BtoCの小さい観光パッケージプランをつくる	観光誘客を担う人材を育成	“魅力的な京北”を発信
京北観光カレンダーの作成	観光スポットや体験の語り部養成 語り部予約のしくみ構築	とっておきの京都WEB投稿型サイト「京北ナビHPブログ」への積極的な観光情報投稿
BtoC型の小さな観光パッケージ造成	京北商工会員・生産者等を対象とした観光客受入・誘客セミナーの実施	SNS(インスタグラム等)を用いた京北観光情報の発信
京都市観光協会の事前予約プラットフォームをはじめとしたプラン予約の仕組み構築	昨年度登録の地域限定旅行業者のスキルアップ支援	web、業界誌等への記事掲載、プレスリリース
BtoC型観光プランモニターツアー開催・参加者アンケートの実施	地域特産物を活かした商品開発・販路拡大の検討	イベント機会を活用した特産品紹介やプロモーションの実施

・ ・ ・
・ ・ ・
・ ・ ・

目指すべき方向性・期待する効果

京北地域全体での観光地化・それを目指す観光のしくみとコンテンツの磨上げ、BtoC型観光の提案

観光関連事業者間のネットワークの強化・地域にお金が多く落ちる仕組みの構築

京北商工会、京北の観光事業者自らによる戦略的な情報発信による認知度向上・京北のファンづくり



☆ 持続可能な京北地域の観光 ☆

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

(令和元年度補正予算・令和3年度補正予算)

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者の皆様が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで、販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の皆様の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

<申請スケジュール>

第9回受付締切 : 2022年9月20日(火) [郵送または電子申請]

第10回受付締切 : 2022年12月上旬を予定 [郵送または電子申請]

第11回受付締切 : 2023年2月下旬を予定 [郵送または電子申請]

<補助率・補助上限額>

令和4年度は従来あった「コロナ特別対応型」「低感染リスク型」が廃止され、「一般型」に現行の通常枠の他、5つの枠が新設されます。

類 型	通 常 枠 (現行)	特 別 枠 (新 設)				
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3(赤字事業者 については3/4)	2/3			
補助上限	50万円	200万円				100万円

※販路開拓に必要な経費の一部を補助します。

※特別枠(新設)には追加申請要件があります。

※通常枠、特別枠いずれか一つの枠のみ申請可能です。

◆ 京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金特設ページ

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045

☆8月4日(木)に南丹市園部町において京都府商工会連合会主催で「持続化補助金説明会」が開催されます。詳細は同封しているチラシをご確認ください。



インボイス制度 登録申請の受付が開始されています

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書

発行事業者（登録が必要）のみが、適格請求書（インボイス）を交付することができます。

Q.そもそもインボイスって？

A.売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。具体的には現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

Q.インボイスを交付するには？

A.適格請求書発行事業者のみが交付できます。適格請求書発行事業者となるためには税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

また課税事業者にならないければ登録を受けることができません。（1年間の売上が1,000万円以下でも課税事業者になることができます）

Q.インボイスは誰しも登録しないといけないの？

A.適格請求書を交付できるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、登録を受けるのか、受けないかの判断は事業者の任意です。但し登録を受けなければ適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません。一方で消費者や免税事業者などに対する交付義務はありません。このような点を踏まえ登録の必要性をご検討ください。

※令和4年4月に消費税法が改正されインボイス制度についても一部改正がありました。
主な改正内容は以下のとおりです。

●適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長

適格請求書発行事業者の登録については免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置が設けられていますが、経過措置の適用期間が延長され、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができることとされました。

◆国税庁インボイス特集ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

◆京都府商工会連合会特設ページ インボイスに関する youtube 動画

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1432

☆本会でも秋期にインボイス説明会（個別相談会）の開催を検討しております。

詳細が決定次第お知らせいたします。

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp